

# 定 款

一般社団法人 千葉県銀行協会

# 一般社団法人 千葉県銀行協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人千葉県銀行協会と称する。

(事務所)

**第2条** 本協会は、主たる事務所を千葉市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** 本協会は、銀行業務および銀行事務の改善進歩を図り、銀行利用者の保護および利便向上に関する活動等を実施することにより、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行とりひき相談所の設置、運営
- (2) 千葉県銀行警察連絡協議会の運営
- (3) 千葉県金融懇談会の運営
- (4) 銀行の営業および業務一般に関する会員、関係官庁その他との連絡
- (5) 金融ならびに経済に関する調査および研究
- (6) 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- (7) 他の金融機関および産業界との連絡
- (8) 金融機関相互の親交を図りその連絡を密にするための施設の設置、運営
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

## 第3章 会 員

(会員の要件)

**第5条** 本協会の会員となることのできる者は、千葉県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

- 2 前項の会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(入会)

**第6条** 会員となることを希望する銀行は、入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

**第 7 条** 本協会の会員は、加入金および会費を支払う義務を負う。

- 2 加入金および会費の算出基準は、総会において定める。
- 3 既納の加入金および会費は、返還しない。
- 4 臨時に会費を徴収する場合は、総会の決議による。

(任意退会)

**第 8 条** 会員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第 9 条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

**第 10 条** 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 5 条に定める資格を喪失したとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき
- (3) 解散または合併により消滅したとき
- (4) 総会員が同意したとき

(会員資格の承継)

**第 11 条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、会員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 号または第 3 号により会員資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該会員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 号または第 3 号により会員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該会員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

## 第4章 総会

(構成)

**第12条** 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権限)

**第13条** 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 事業計画および収支予算の承認
- (6) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第113条第1項にもとづく役員等の責任の一部免除および限定
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

**第14条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

**第16条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

**第17条** 総会における議決権は、各会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第 18 条** 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 役員等の責任の一部免除および限定
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散および残余財産の処分
  - (6) その他法令で定める事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

- 第 19 条** 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該会員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。
- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

(議事録)

- 第 20 条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第 21 条** 本協会には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を専務理事とし、会長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち 3 名を副会長とすることができる。

(役員を選任)

- 第 22 条** 理事 1 名および監事 1 名は、会員の役職員以外の者から選任することができる。
- 2 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事は、会員の役職員以外の者から選任された理事の中から、理事会の決議によって選定することができる。

(理事の職務および権限)

**第 23 条** 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、本協会の業務を分担実行する。
- 3 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 専務理事は、会長および副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 6 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

**第 24 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第 25 条** 理事の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 役員に欠員を生じた場合、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事または監事は、第 21 条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第 26 条** 理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

(責任免除)

**第 27 条** 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 114 条第 1 項にもとづき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(報酬等)

**第 28 条** 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第29条** 本協会に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条** 理事会は、次の職務を行う。  
(1) 本協会の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事および業務執行理事の選定または解職  
(4) 第35条に規定する委員会の設置および運営に必要な事項の決定  
(5) その他この定款に別に定める職務

(招集)

- 第31条** 理事会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。  
2 会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第33条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した代表理事、業務執行理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

- 第35条** 必要に応じ、本協会に委員会を置くことができる。  
2 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。  
3 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第8章 会 計

(事業年度)

**第36条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

**第37条** 本協会の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

**第38条** 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

**第39条** 本協会の各事業において、当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度に繰り越し、翌事業年度の収入とする。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

**第40条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第41条** 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

**第42条** 本協会が解散をする場合において有する残余財産の処分については、法令に別に定めがある場合を除き、総会員の4分の3以上の決議を得なければならない。



## 第10章 公 告

(公告の方法)

**第43条** 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、千葉県内において発行する「千葉日報」に掲載する方法による。

## 第11章 事務局

(事務局)

**第44条** 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

**第45条** この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

**第2条** 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

**第3条** 本協会の最初の代表理事（会長）は佐久間英利、業務執行理事（専務理事）は齋藤秀貴とする。

(法令の準拠)

**第4条** この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日（附則第 1 条の登記の日）から施行する。

|                   |      |
|-------------------|------|
| 平成元年 8 月 8 日      | 制定   |
| 平成 5 年 12 月 21 日  | 一部変更 |
| 平成 10 年 5 月 26 日  | 一部変更 |
| 平成 16 年 6 月 21 日  | 一部変更 |
| 平成 18 年 10 月 17 日 | 一部変更 |
| 平成 24 年 4 月 1 日   | 一部変更 |